

所得税、市民税・都民税

申告書の受け付けが始まります

忘れずに提出しましょう

申告書は自分で書いて、早め(び)提出(び)ください

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは2月16日(水)～3月15日(火)です。所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で受け付けます。なお、確定申告書は郵送でもお受けします。申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は「控え」に住所、氏名などを黒ボールペンで記載の上、切手を張った返信用の封筒を同封してください。

なお、2月26日(土)までの間、市庁舎地下駐車場の改修工事を行うため、駐車できるスペースが少なくなります。各会場とも車での来場は、遠慮ください。

所得税

申告と相談は東村山税務署へ

〒189-8555 東村山市本町1-20-22
☎042-394-6811

所得税の申告と納税は2月16日(水)～3月15日(火)

東村山税務署は土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月20日(日)と2月27日(日)に限り、午前9時～午後5時に、同署で確定申告書作成のアドバイス、申告用紙の配布および申告書の受け付けを行います。なお、この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

【注意】当日は電話での相談および国税の領収、納税証明書発行は行っていません

所得税の確定申告が 必要な方

(1) 事業を営んでいる方
不動産所得などがある方、土地・建物などやゴルフ会員権および株式などを譲渡した方などで、22年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年

確定申告の無料相談会(税理士会)

◎年金受給者、給与所得者、小規模納税者の方

会場	日程	時間
市役所7階 701・702会議室	2月14日(月) ～2月18日(金)	午前9時半～11時半 午後1時半～3時半

※受付時間は混雑の状況により、早く締め切ることがあります。

※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。

確定申告相談と市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所2階 204・205会議室	2月16日(水) ～3月15日(火)	午前8時半～11時 午後1時～5時

※市役所でお受けできる確定申告書は、「提出のみの方および簡易な申告の方」に限らせていただきます。

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、市役所・各会場とも次のものに限らせていただきます。

(1) 提出のみの方＝内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

(2) 簡易な申告の方＝①給与や公的年金のみの収入の方②前記①に該当し、医療費控除や寄附金控除のある方

なお、簡易な申告の方で医療費控除を受ける場合には、あらかじめ医療費の合計額を計算してきてください。

市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて、疑問などがある方に書き方のアドバイスを行います。確定申告書はご自身で作成していただきます。また、確定申告書は国税庁ホームページからも取得できます。

ご注意ください!

市役所でお受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付の申告をする方は東村山税務署で行ってください。

得税を源泉徴収されないこと

となっている方

フリーマンで還付の申告をする方へ

給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの適用者の方、または、年の中途中で退職したため年末調整を受けることができなかった方などは、源泉徴収税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

※所得税の還付を受ける方は、預貯金口座への振り込みをせひ利用ください。その際は、口座番号の分かるもの(預貯金通帳など)を持参してください。還付金の振り込み先は正確に記入してください。なお、振り込み先は申告書(本

人名義の口座に限ります。

個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告

消費税の課税事業者が該当する個人事業者の消費税および

び地方消費税の確定申告と納税は、3月31日(木)までです。22年分において課税事業者となるのは、次の方です。

①平成20年分の課税売上高が1000万円を超える事業者
②平成20年分の課税売上高が1000万円以下の事業者で、21年12月までに「消費

市民税・都民税

申告と相談は市役所課税課

市民税係(市役所2階)へ
☎470-7777 (内線23333・23337)

市役所は土曜・日曜日、祝日はお休みです。なお、2月18日(金)と2月25日(金)の午後5時15分～8時に夜間申告相談窓口を行います。ただし、午後5時15分以降は、

電話相談および証明書などの発行は行っていません。

申告が必要な方

(1) 23年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

(2) 給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方。
①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
②給与を2カ所以上から受けている方

(3) 22年中に退職し、23年1月1日現在就職していない方
④給与のほか土地、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要がありませんが、市民税・都民税では申告する必要があります)

②平成20年分の課税売上高が1000万円以下の事業者で、21年12月までに「消費

税の納税には、口座振替が便利です。この制度を利用すると、金融機関の預貯金口座から振替で納税することができ

るため、納期限を忘れることなく大変便利です。

③23年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方に申告の必要がない方

(1) 「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当する方で、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

(3) 給与所得者の妻などで、同居の方の扶養になっている方

(4) 22年中から継続して、生活保護を受けている方

申告に必要なもの

申告書▼源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険税・後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料、国民年金で前年中に支払った領収書など▼認め印

ご利用ください 夜間・休日における納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税

固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

※相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。介護保険料や保育園保育料、学童保育料は、納付書を持参していただければ領収します。

【注意】納税証明書の発行はできません。また、休日窓口の際、確定申告の受け付け、申告相談はしていません

市税などの納付にご協力ください

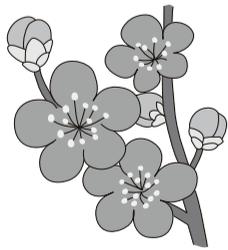
2月28日(月)は、固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険税第8期、後期高齢者医療保険料第8期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは納税課☎470-7729へ。

市有地を売却します

詳細は案内書をご参照ください

市有地を競争入札により売却します。案内書は2月17日(木)から管財課(市役所4階)で配布します(市ホームページからもご覧になることができます)。

【物件】所在地 東久留米市前沢四丁目6番3および4▼
【売却方法】競争入札
【案内書配布期間】2月17日(木)～23日(水)
【入札日】2月28日(月)
【契約締結日】3月3日(木)
【売却代金の納入】3月9日(水)までに納入してください
詳しくは同課管財係☎470-7718へ。



夜間納税相談窓口
【日時】3月2日(水)・3日(木)のいずれも午後8時～

休日納税相談窓口
【日時】3月5日(土)・6日(日)のいずれも午前9時

午後4時
【会場】夜間・休日のいずれも納税課(市役所2階)
詳しくは同課☎470-7730へ。